



○ 昨年の10月24日(日)、朝の空気が冷たく感じる中、空とみどりの大地フェスティバル(大草原100人サッカー)が豊岡地区の武田牧場で開催されました。

このフェスティバルは子供たちにこの地域の素晴らしさを感じてもらおうと、①広い大地(牧草地) ②大きく青い空 ③地域の美味しい食をテーマに毎年この時期に行っており、昨年の開催で16回目になりました。

○ 当日はコロナ禍という事もあり、参加者が少ないことも予想されましたが、例年にないくらいの家族連れや小・中・高校生など多くの参加者で行うことができました。

開会式のあとキックコンテスト、そして100人サッカーと行い100人サッカーでは広い牧草畑の中、牧草ロールで作ったゴールを目指しボールを追いかけました。恒例の「女子だけ」「子どもだけ」「高校生だけ」のコールで限定された人しかボールを触れない時間もあってみんながゴールに向かってボールを蹴ることができるのは100人サッカーの醍醐味です。結果は49対34で今年はバターチームが勝利し、試合後両チームの健闘をたたえ合い、一緒に記念撮影をしました。

その後どこまでも広く青い空をイメージしてもらう紙ヒコーキの実践です。紙ヒコーキは毎年風が強く思うようにヒコーキが飛ばず苦戦しています。それでも空に舞った紙ヒコーキの複雑な動きに子どもたちも驚いていました。



最後に中標津で育った大きな大きなじゃがいもと牛乳と楽しい思い出を胸に抱えて解散しました。

このイベントは本当に多くに皆さまに支えられているイベントです。ありがとうございます。今年もさらに素敵なイベントになるよう努力していきますので皆さまよろしくをお願いします。

(寄稿:空とみどりの大地フェスティバル実行委員会 館下裕典 様)



年頭にあたり

中標津町農業委員会
会長 本田 信幸



新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

振り返ってみますと、昨年は秋の長雨による農作物への影響が多少ありましたが、例年の台風による被害もなく比較的気候に恵まれた年であったことと感じます。



さて、一昨年7月に任期満了

に伴う農業委員の改選が行われ、新人3人を含む18人の体制が整い、農業委員全員一丸となって、忙しい農作業の合間を縫って、優良農地の確保、担い手への農地利用の集積、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進、行政や関係機関等に対する要望などの活動に取り組んでまいりましたが、農業を取り巻く情勢は日に日に厳しく変化してきており、より一層の情報収集と分析を行い、対策を検討して行かなければならないと感じているところでございます。

農業委員会はこれからも農業者の代表として、地域の声を聞きながら、根室地方農業委員会連合会、北海道農業会議、農業協同組合、行政、その他関係機関との連携のもと、積極的に活動して参りますので、皆様からのより一層のご理解とご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



あけましておめでとうございます。

中標津町農業委員会

会 長 本田 信幸

会長代理 武田 健治

委員 笠原 康博	中村 正生	小林 亨	赤波江信二	高橋 正一
後藤田宏幸	和泉 光広	須崎 智	瀧本 和男	田中 世一
竹村 聡	田中 洋希	長谷川孝二	谷川 好則	横田 千秋
二瓶 裕貴				



令和3年活動報告

農業委員会における主な活動は毎月1回開催される農業委員会総会の他にも農政委員会及び農地委員会などの特別委員会、あつせん会議、各種研修会や農地パトロールなど多種多様な活動がありますが、令和3年1月から12月までにおける農業委員会総会の開催内容は主に以下のとおりとなっております。



農地法第3条許可申請～ 50 件

当事者同士による相対での賃貸借・使用貸借・所有権移転を行う場合の手続き。この手続きを行わない貸借及び所有権移転は無効となる。また、農地の貸借や所有権の取得は農地法により、農業者が同法に規定されている条件を満たした農地所有適格法人でなければならない。

農地法第4条許可申請～ 14 件

農業者等による農地の自己転用を行う場合の手続き。農業用施設や農業者用住宅の建設の際に行う場合が多い。

農地法第5条許可申請～ 12 件

農地を転用目的により貸借や売買を行う際の手続き。砂利等の採取やイベント時の臨時駐車場などの際に行う場合が多い。

現況証明願い～ 21 件

当証明願いのあった土地が農地または採草放牧地か否かを証明する手続き。登記簿上の地目を畑から変更する際に行う場合が多い。

農地所有適格法人の定期報告要件確認～ 58 件

法人が農地を借り受けまたは所有するには農地法の要件を具備する必要があり、年に1回農業委員会に定期報告を提出する義務があり総会で確認を行う。

農用地利用集積計画～ 67 件

農地法第3条許可申請と同様に賃貸借・使用貸借・所有権移転を行う場合の手続きであるが、農業経営基盤強化促進法により市町村農業経営基盤強化基本構想に基づき育成すべき農業経営者等に農用地を集積するための手続きで、売買や賃貸借の金額や権利の取得者は、農業委員会の仲介により決定することが必要。譲渡所得税、登録免許税、不動産取得税などの軽減等のメリットがある。

買入協議の要請～ 6 件

地域での利用調整が不調となった場合に、農地中間管理機構（北海道農業公社）に一括で農地の買入を要請する際の手続き。買入した農地は機構が農業者等に5年間貸付した後に売却する。（俗に言う保有合理化事業）

その他案件（報告含む）～ 88件

中標津町農業者年金協議会から

独立行政法人農業者年金基金から理事長賞表彰!

中標津町農業委員会が農業者年金の加入促進に功績のあった農業者年金業務受託機関として、独立行政法人農業者年金基金から理事長賞表彰を受けました。令和2年度における農業者年金の『新規加入者(女性)部門』において、全国第4位となったことが功績と認められたもので、6月17日開催の第42回北海道農業者年金協議会総会において授与が行われる予定でしたが、新型コロナの感染拡大によりやむを得ず欠席したため、賞状は郵送で受け取りました。農業委員、農業者年金協議会会員及び代議員、JA職員による日頃からの加入推進周知活動の賜物であり、皆様には感謝申し上げます。

現経営主は奥さん孝行のため、若い後継者は将来のパートナーのため、預貯金では補いきれない女性の長い老後を支える重要な役割を担う農業者年金について考えてみませんか?

皆様方におかれましては、農業者年金制度の安定的な運用を図るため、本年度も引き続き農業者年金の加入推進活動にご理解とご協力をお願いいたします。

農業委員会はフェイスブックとツイッターの公式アカウントで各種行事のお知らせや農業者に役立つ情報を迅速に提供しています。皆さんからのフォローをお願いします。



中標津町農業後継者対策協議会から

2回目のオンライン交流会を開催しました!

6月に開催した第1回目に引き続き、ZOOMを使ったオンライン交流会を10月17日(日)に開催しました。これは、今年度から取り組み始めたイベントで、新型コロナの蔓延により道内外の女性が来町して農業体験や観光を通じて親睦を深める交流会が開催できなくなったため、それに代わる新規の事業として企画したものです。

今回はJA計根別所属の後継者青年だけでの実施となり、JA計根別の会議室でパソコンの画面を通して1対1の会話や全員揃ってのゲームなどを行い皆さん楽しく交流しました。オンラインの交流会はコロナ禍でも開催が可能であることや宿泊がないことから参加のハードルは低いですが、直接の対面ではないため本格交際の進展が難しい面もあります。今回マッチングされた後継者青年が、中標津町に女性を招いて対面し、相性を確かめたうえで順調に交際を続けられることを御祈願いたします。令和4年3月も開催する予定ですので気になる方や参加してみたい方は、是非とも所属JAもしくは事務局にお問い合わせください。



後継者や新規就農者の奥様が参加して交流会を開催しました



例年『フレッシュミズのつどい』と題して開催しておりました、結婚後10年程度までの農業後継者の奥様及び新規就農者の奥様の交流を図るイベントですが、残念ながら令和元年度及び令和2年度は、新型コロナ感染拡大のため中止しました。今年度は新型コロナ感染防止の観点から会食は行わず、顔合わせのような場として11月11日(木)に寿宴を会場として開催し14名が参加されました。農業者の奥様ならではの仕事の悩み、子育てや健康などについて、同じような環境で過ごす女性たちとざっくばらんに意見交換しました。日ごろは仕事や家事に追われ、家を出てお話しをする機会も少ないことと思います。また来年度開催を予定しておりますので、お時間があればこの機会を使ってお子様もつれて参加し、友達の輪を広げてみてはいかがでしょうか。



農業者年金で

老後の生活を 安心サポート



3つの要件を
満たせば
どなたでも
加入できます

特徴

1

農業者なら広く加入できる

加入資格 ▶ ★年間 60 日以上農業に従事する
★国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
★20 歳以上 60 歳未満の方

特徴

2

積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

★加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まる
積立方式・確定拠出型を採用しています。
★加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

特徴

3

通常加入の場合、保険料の額は自由に決められる

★月額 2 万円から 6 万 7 千円まで千円単位で選択できます。

特徴

4

終身年金。80 歳前にお亡くなりになった場合には、 死亡一時金を遺族の方に支給

★年金は生涯受給できます。
★仮に加入者・受給者が 80 歳前に亡くなられた場合には、80 歳までに受け取るはずであった農業者
老齢年金の額の現在価値に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

特徴

5

税制面の優遇措置が大きい

★支払った保険料は全額（最高 80 万 4 千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税等
の節税になります。

特徴

6

政策支援加入なら、保険料の国庫補助がある

★一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の 2 割、3 割、5 割のいずれかの補助が受けられます。
★国庫補助を受ける場合の保険料は月額 2 万円に固定されます。

老後の備えを考えましょう

農業者の平均余命 男性87歳 → 65歳で引退した場合：約 **22** 年
女性92歳 → 65歳で引退した場合：約 **27** 年

老後の生活は、
こんなに
お金がかかります

老後の家計
288 万円/年

※夫婦2人の合計金額

国民年金
156 万円/年

農業者年金に加入すれば……

例えば…

30歳で農業者年金に加入
保険料 **2** 万円 (月額) 納付

私たちは
農業者年金に
加入している
から安心



老後に備えて
準備しているから
不安がないよね

男性 **50** 万円/年
女性 **42** 万円/年
を受け取れる試算になります。

※運用利回り2.5%、予定利率0.25%で試算した場合

令和4年から農業者年金制度が改正されます

※平成14年1月から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象です。具体的な手続き等は令和3年7月現在調整中です。

ポイント① 35歳未満で要件を満たす方は、
保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます（令和4年1月1日以降）

※保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

ポイント② 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります（令和4年4月1日以降）
※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

- **農業者老齢年金**については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択（裁定請求）することができるようになります。（裁定請求せずに75歳に達した場合は75歳から年金を受給することになります。）
- **特例付加年金**については、受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択（裁定請求）することができるようになります。

なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

ポイント③ 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます（令和4年5月1日以降）

- 農業者年金に加入できる年齢の上限が、20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満まで引き上げられます。（ただし、国民年金の任意加入者であって農業に従事（年間60日以上）している方に限ります。）

農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、最寄りの農業委員会またはJAか、農業者年金基金専門相談員（03-3502-3199）または企画調整室（03-3502-3942）に直接お問い合わせください。

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

東京都千代田区二番町9-8（中央労働基準協会ビル内）
©2021全国農業会議所 ※無断転載・複写複製を禁じます。

R03-04

◎ 町農林課林務係よりお知らせ ◎

森林の立木を伐採する 皆さんへのお願い

森林は、木材を生産するだけではなく、洪水や土砂災害を防いだり、綺麗な水を提供する役割をもち、普段の生活は、森林により守られています。

森林の伐採によって災害が発生することがないように、また、短期間に森林が再生出来るよう、森林の伐採には以下の様な手続きが必要です。

【森林の立木を伐採するときは町農林課林務係にご相談を】

⇒ 「伐採及び伐採後の造林の届出書」(伐採届)が必要です！

○対象となる森林・・・地域森林計画の対象森林(俗にいう『林班』が掛かっている森林)

※自分の土地であっても、立木を伐採する時には伐採届が必要です。

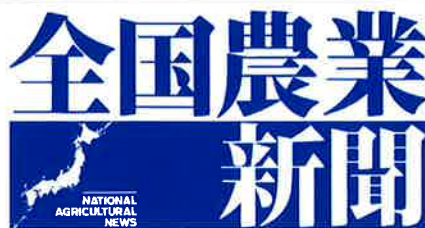
○届出の時期・・・伐採を開始する90日から30日前まで

○届出の内容・・・所定の様式に、森林の所在場所、伐採面積などの伐採関連事項、伐採後の造林関連事項等を記載してください。(様式は役場農林課の窓口にあります。)

○無届伐採や命令に従わない場合は、森林法第207条の規定により、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

※1haを超える林地の転用(農地にする、その他の施設を建てる等)については林地開発の手続きとなります。根室振興局にご相談ください。

その他届出の詳細は、中標津町役場農林課林務係(内線372)までお問い合わせ下さい。



発行日：月4回 金曜日発行

形態：B3版 10～14頁縦

購読料：月700円

(送料、税込み)

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門誌です。
お申し込みは、お近くの農業委員、農業委員会へどうぞ。

お知らせ

経営移譲説明会を開催

毎年、経営移譲を予定している方を対象に、農業委員会とJAとが連携して経営移譲説明会を実施しています。適切な経営移譲を進めていただくため、農業者年金の受給方法や所有農地の確認、農地の移譲方法の確認などを行っています。

今年度は計根別地区における2組を対象として、地区担当農業委員と事務局、管轄するJA担当者などで自宅を訪問し行いました。航空写真を使って農地・非農地を確認し、後継者に権利を移譲するための確認作業の際は、改めて普段使っている農地を確認することで、自分の資産のチェックと今後の施設整備等の際に農地転用の手続きが必要であることなどを知る良い機会とも言えます。これから経営のバトンを受け後継者の皆さんのさらなるご活躍に期待しています。



「農地はかけがえのない国民の財産」 農地パトロールを実施!!

違法転用や耕作放棄地の発見・是正等を目的に町内全域の農地利用状況調査と農地パトロールを実施しました。10月12日は砂利等採取一時転用許可済の6カ所の現場を回り、作業の進捗や農地復



元の状況等について採取業者の立会及び説明を受けました。また、今後の事業の進め方や不良農地化及び耕作放棄防止のため、農地復元の考えを聴取しました。中標津町農業委員会は令和元年に根室中部砂利販売協同組合は砂利等地下資源採取に係る農地の一時転用に関するルールを協議し協定を締結しました。今後も限りある地下資源の採取と優良農地の保全の両立のため、農地パトロールを行い農地法及び協定どおりの事業実施についての確認を継続していく必要があります。農地所有者である農業者の皆さんもご協力願います。

編集後記

あけましておめでとうございます。いつも「農業なかしべつ」をご愛読いただきありがとうございます。さて、新型コロナウイルスも昨年秋頃から感染者が減ってきています。これも皆様方のワクチン接種や感染予防の効果が発揮されていると感じるところでございます。そんな中私たち広報委員では、なかなか行事や講習会など行えないので、農地法について少しでも分かり易く理解して頂く取り組みを行ったり、広報誌の書式を縦書きから横書きに変え、今回発行から左開きに変えさせていただきました。読みやすい!親しみやすい!という広報誌作りに今後も取り組んでまいります。(二瓶)

発行元

中標津町農業委員会

中標津町丸山2丁目22番地

TEL (0153) 73-3111 FAX (0153) 73-5333

http://nakashibetsu.jp/nougyou_iinkai/



広報委員長	赤波江信二
副委員長	谷川 好則
委員	二瓶 裕貴
委員	竹村 聡
委員	武田 健治